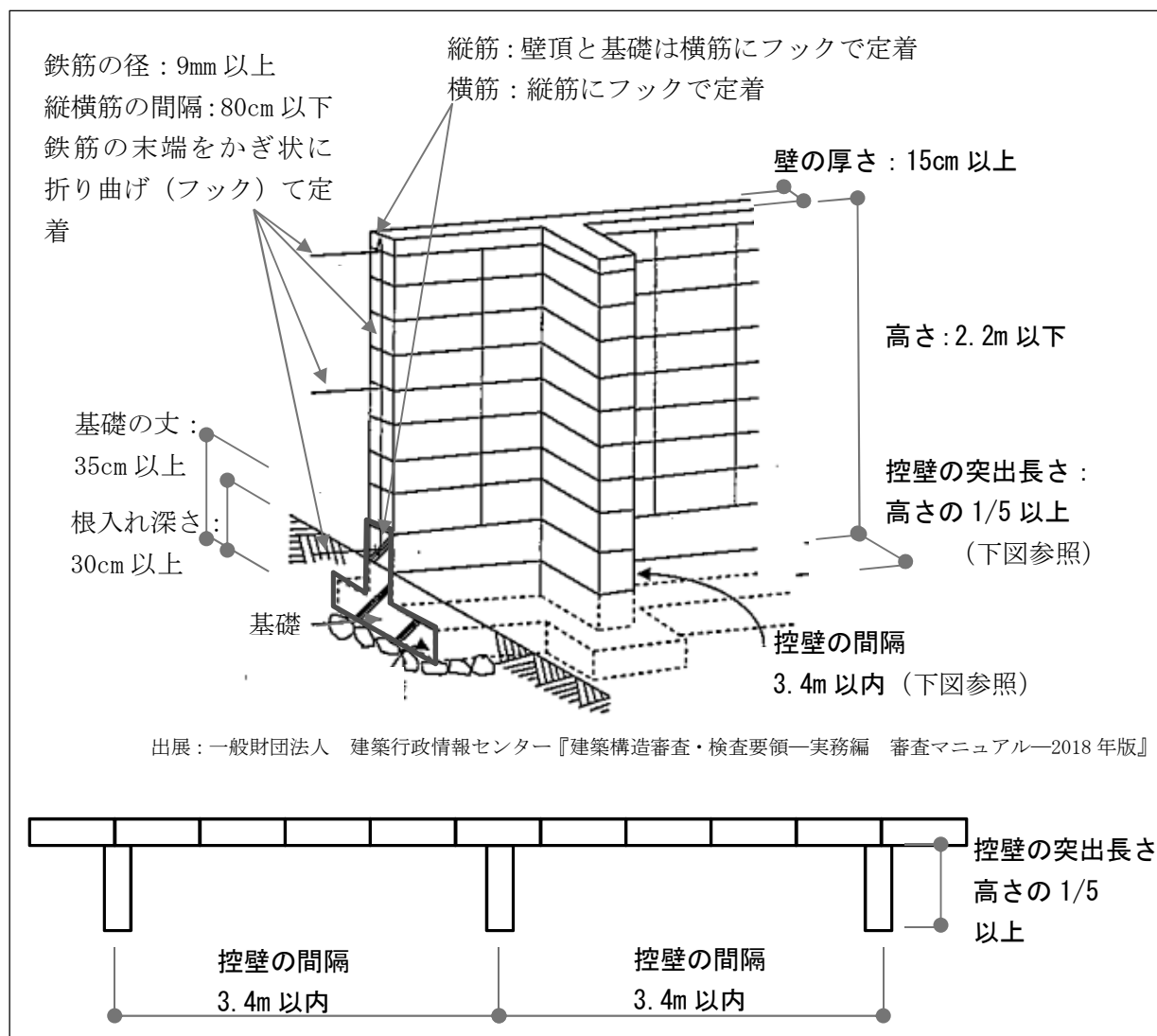


補強コンクリートブロック造等の塀の基準の概要



建築基準法施行令第62条の8（補強コンクリートブロック造の塀）

- 1 高さは、2.2m以下とすること。
- 2 壁の厚さは、15cm（高さ2m以下の塀にあっては、10cm）以上とすること。
- 3 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置すること。
- 4 壁内には、径9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置すること。
- 5 長さ3.4m以下ごとに、径9mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの1/5以上突出したものを設けること（高さ1.2m以下の塀を除く。）。
- 6 上記3及び4の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 7 基礎の丈は、35cm以上とし、根入れの深さは30cm以上とすること（高さ1.2m以下の塀を除く。）。

※ 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算（平12建告1355号）によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令第61条（組積造のへい）

- 1 高さは、1.2m以下とすること。
- 2 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上とすること。
- 3 長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 4 基礎の根入れの深さは、20cm以上とすること。